第2次北栄町環境基本計画

人と自然が共生し、 あたたかい心のふれあうまち



平成29年10月

(改訂 令和4年3月)

(改訂 令和6年 月)

北 栄



Н	次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第4章	目標実現に向けた施策の基本方針・・・・・・・・・・・ 9
	〈基本目標1〉自然環境と共生するまちづくり 重点目標(1)豊かな自然環境を守り育てよう 重点目標(2)自然とふれあい、自然と親しもう
	〈基本目標2〉環境に配慮したまちづくり 重点目標(3)安心して暮らせる環境を守ろう 重点目標(4)次世代も住み続けたいと思えるまちにしよう 重点目標(5)環境にやさしい農業を推進し、農地を守ろう
	(基本目標3) 地球環境を考えた循環型のまちづくり 重点目標(6) 資源を活かし、大切にしよう 【北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)】 重点目標(7) ごみを減らそう 重点目標(8) 地産地消をすすめよう
	〈基本目標4〉みんなでつくるやさしいまち 重点目標(9)身近な環境をみんなで守り育てよう 重点目標(10)みんなで環境について学ぼう・知ろう
第5章	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
・北栄	編 町の環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・31 町環境審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・36
	北学町地球 涅磨化 分等宝行 計画関係資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と背景

本町では、社会経済活動の拡大に伴う資源浪費型の生活形態を見直し、将来にわたって恵み豊かな環境の中で幸せに暮らせる持続可能な社会を実現するために、人と自然との共生と資源の循環を基本とした「北栄町環境基本条例」を2006(平成18)年12月に制定しました。この基本条例に基づき、2007(平成19)年3月に「北栄町環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、地球温暖化防止に向け、町直営で建設した北条砂丘風力発電所に続き、大規模太陽光発電施設や公共施設・自治会施設・住宅等への太陽光発電設備、B&G 海洋センターへの木質バイオマスボイラーなどの再生可能エネルギーの導入、町内街路灯の LED 化や断熱改修補助事業などによる省エネルギー対策の推進、官民が連携、協調した地域新電力事業、保育園(所)、こども園、小学校、中学校、高等専修学校に広がったこどもエコクラブなど様々な取組を地道に進めて一定の成果が見られています。

2015 (平成 27) 年 12 月 12 日に地球温暖化対策の新たな国際ルール「パリ協定(*)」が採択され、省エネルギー対策や再生可能エネルギーへの転換により、気候変動の脅威への世界的な対応を強化していくことが求められました。そういった情勢を踏まえ 2017 (平成 29) 年 10 月に「第 2 次北栄町環境基本計画」の策定を行いました。

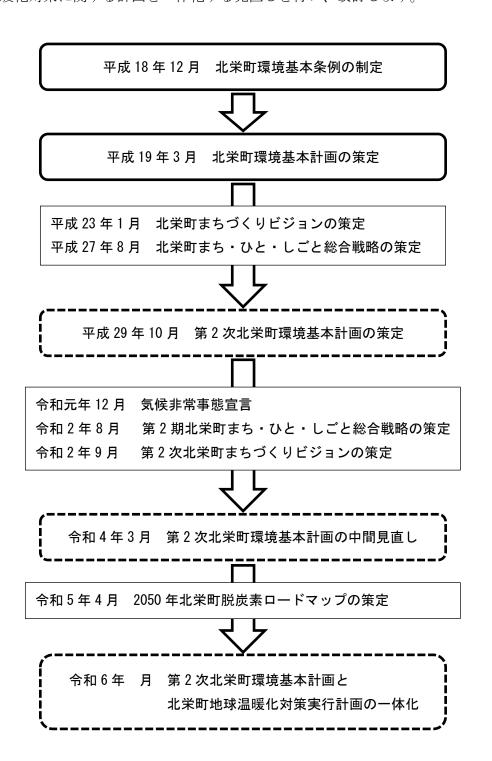
2021 (令和 3) 年 4 月 22 日、40 か国の首脳が参加して気候変動サミットが行われ、日本政府は2013 (平成 25) 年度比 26%だった温室効果ガスの 2030 年度削減目標を 46%に引き上げることを表明し、国際社会が一致団結して世界の脱炭素に取り組む必要性を訴えました。更には8月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書で「温暖化への人間の影響は疑う余地がない」と言及される中、本町が目指すべき環境像の実現に向けて、さらなる取組を進めていく必要があります。

北栄町は、2019(令和元)年12月に「気候非常事態宣言」を行いました。豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、2023(令和 5)年4月には、2050年までに北栄町におけるゼロカーボン(人為起源の CO2の実質排出ゼロ)を目指す「2050年北栄町脱炭素ロードマップ」を策定しました。今後さらに町民・町内の事業者等と気候非常事態の認識を共有し、気候変動問題に関する普及啓発や教育に努めるなど、一体となった取組を具体的に進めていく必要があります。特に、国も目指す脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現による環境的・社会的・経済的にも持続可能な社会の具現化(地域循環共生圏)に取り組みます。そして「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」というネイチャーポジティブの方向性の共有、地域資源である再生可能エネルギーの地産地消、省エネルギー対策や4Rでごみの減量化・再資源化の徹底などに留意しながら進めます。

また、持続可能な開発目標(SDGs)という、2016年から2030年までの国際的な目標が、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択されました。このSDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)から構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性・包摂性のある社会を実現することを誓っています。環境、社会、経済それぞれ大切にし、関連させながら、将来にわたり人々が安心安全に暮すための取組が出来ているか、改めて振

り返るなど SDGs の考え方を積極的に取り入れ、基本目標、具体的な施策などに反映させていきます。

以上、北栄町や国、世界の状況を押さえつつ、社会情勢の変化、科学技術の進展といった 観点も踏まえた上で、本町が抱える課題の解決や目標の達成を図るとともに、地球温暖化対 策の実効性と効果を強化していくため、今後の取組を示した「第2次北栄町環境基本計画」 と地球温暖化対策に関する計画を一体化する見直しを行い、改訂します。



2007年	2009年	2011年	2015年	2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2026年	2030年
平成19年	平成21年	平成23年	平成27年	平成29年	平成31・ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和8年	令和12年
		北栄町ま	ちづくりビジ	ョン策定		第2次北	栄町まちづ	くりビジョンダ	策定		
北栄町環	境基本条	:例制定			●北栄町	「気候非常	事態宣言		● 20 <u>50</u> 2	年北栄町原	悦炭素ロード
北栄町環	境基本計	·画		第2次北	栄町環境	基本計画		(見直し改訂)	,	計画一	体化
											\
北栄町地球温暖化対策実行計画 区域施策編											
	第1期事	務事業編	第2期事	務事業編			第3期事	務事業編			
}				3				,			

*パリ協定:第21回気候変動枠組条約締結国会合(COP21)が開催されたパリにて、2015年12月 12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)。

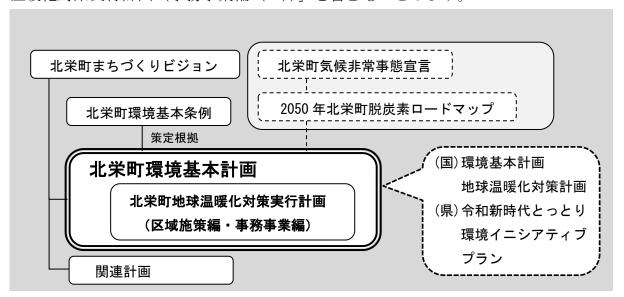
2021 年 10 月に行われた COP26 では、「世界の平均気温の上昇を、産業革命以前と比べて、1.5 度に抑える努力を追求することを決意する」と明記された。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次北栄町まちづくりビジョン (*1)」の部門別計画第4節「安全で持続可能なまちづくり」第1項「環境にやさしいまちづくりの推進」を効果的に推進するための詳細計画とします。

また、本計画は、北栄町環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画と位置づけ、関連計画との調和を保ち整合性を図った内容となります。

なお、本計画は、「地球温暖化対策対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づく「北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編(*2))」と「北栄町地球温暖化対策実行計画(事務事業編(*3))」を含むものとします。



SUSTAINABLE GALS



3 計画の期間

計画の期間は平成 29 年度から令和 12 年度までの 14 か年とします。計画終期は国の地球温暖化対策計画の中間目標、上位計画である北栄町まちづくりビジョンの計画期間を踏まえています。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な 見直しを行います。

地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出削減目標の基準年度は国の地球温暖化対策計画に準じて 2013 年度とします。

- *1 北栄町まちづくりビジョン: 町における中長期の課題とその解決に向けた方向性を明らかにするとともに、町民の心の豊かさを実感できるまちづくりを目指し、協働で町の発展に取り組むための指針となるもの。(第2次北栄町まちづくりビジョン 令和2年9月策定)
- *2 区域施策編:温対法に基づき、策定に努めることが求められており、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減などに取り組むための計画。なお、本計画における「区域」とは、北栄町全域のことを指す。
- *3 事務事業編:温対法に基づき、策定と公表が義務付けられており、町が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減などに取り組むための計画。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の役割

この計画は、北栄町環境基本条例の理念をふまえ、住民・地域・事業所・行政が一体となって取り組む施策を総合的・体系的に推進し、持続可能な循環型社会の実現に向けた行動計画とするものです。

2 計画の性格

北栄町環境基本計画は、北栄町環境基本条例に基づいて策定し、北栄町の環境の保全と創造に関する施策を推進する上で基本となるもので、国・県の環境基本計画との整合性を図った計画とします。また、温対法に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める「北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「北栄町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」としても位置づけます。

3 計画の基本理念

この計画は、北栄町環境基本条例第3条に規定する次の4項目を計画の基本理念とします。

●基本理念

- (1) すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図るとともに、エネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、地域の地理的特色・地域資源を生かしつつ、すべての日常生活及び事業活動において、町、町民及び事業者の公平な役割分担の下に協力して積極的にこれを推進しなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及び事業活動における着実な取り 組みにより積極的に推進しなければならない。

4 計画の基本目標及び重点目標

この計画における目標を次のとおり掲げ、その目標を達成するために、4つの基本目標と10の重点目標を定めます。

●目 標

人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち

●基本目標及び重点目標

〈基本目標1〉 自然環境と共生するまちづくり

- ○重点目標
 - (1) 豊かな自然環境を守り育てよう(自然環境の保全・共生)
 - (2) 自然とふれあい、自然と親しもう(自然とのふれあい推進)

〈基本目標2〉環境に配慮したまちづくり

- ○重点目標
 - (3) 安心して暮らせる環境を守ろう(生活環境の保全)
 - (4) 次世代も住み続けたいと思えるまちにしよう(快適環境の創造)
 - (5) 環境にやさしい農業を推進し、農地を守ろう(農地の保全)

〈基本目標3〉 地球環境を考えた循環型のまちづくり

- ○重点目標
 - (6) 資源を活かし、大切にしよう(再生可能エネルギー・省エネルギー推進) 【北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)】
 - (7) ごみを減らそう (ごみ減量化、4R(*) の推進)
 - (8) 地産地消をすすめよう (循環型社会の推進)

〈基本目標4〉みんなでつくるやさしいまち

- ○重点目標
 - (9) 身近な環境をみんなで守り育てよう(活動団体、人材の育成)
 - (10) みんなで環境について学ぼう・知ろう (環境教育の推進)

*4R: ごみ減量の取り組みを4つのRで示したもの。

Refuse (リフューズ: 断る) レジ袋や過剰な包装を断り、ごみを発生させない

Reduce(リデュース;ごみを減らす)詰替商品の利用などごみにならないよう工夫して減らす

Reuse(リユース;再使用する)繰り返し使う・修理、修繕して使う

Recycle (リサイクル;再生利用する) 紙やペットボトルなどもう一度資源として使う

第3章 計画の体系

〈基本目標1〉自然環境と共生するまちづくり

重点目標	基本的施策
(1) 曲みむ白外四腔な空が玄ブトる	①動植物の生息・生育環境の保全
(1) 豊かな自然環境を守り育てよう	②海、河川、ため池などの水環境の保全
(2) 自然とふれあい、自然と親しも	①自然とふれあう機会の充実
う	②自然環境・里地里山を保全する活動の推進

〈基本目標2〉環境に配慮したまちづくり

重点目標	基本的施策
	①大気・水・土壌環境の保全
(9) かとして茸とはて四腔が立てる	②騒音・振動、悪臭の防止
(3) 安心して暮らせる環境を守ろう	③不法投棄の防止
	④空き家の撤去と活用
(4) 次世代も住み続けたいと思える	①農地や森林の保全による緑化の推進
まちにしよう	②美しい景観の保全と創造
まりにしより	③歴史・文化資源の保全と活用
	①環境保全型農業の推進
(5) 環境にやさしい農業を推進し、	②農地の保全
農地を守ろう	③有害鳥獣・生態系保全対策有害鳥獣対策・生態系の
	保全

〈基本目標3〉地球環境を考えた循環型のまちづくり

重点目標	基本的施策
(6) 資源を活かし、大切にしよう	①再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進
【地球温暖化対策実行計画 (区域施策編·事務事業編)】	②環境にやさしいライフスタイルへの転換
(4) = 4 + 4 + 7 =	①ごみの適正処理と減量化の推進
(7) ごみを減らそう	②4Rの推進
	①地産地消の推進
(8) 地産地消をすすめよう	②食の安全・安心に対する意識の向上
	③エネルギーの地産地消の推進

〈基本目標4〉 みんなでつくるやさしいまち

重点目標	基本的施策		
(9) 身近な環境をみんなで守り育て	①環境保全活動団体、人材の育成		
よう	②地域の環境保全活動の推進		
(10) みんなで環境について学ぼう・	①学校、地域、家庭における環境教育の推進		

第4章 目標実現に向けた施策の基本方針

〈基本目標1〉自然環境と共生するまちづくり

白砂青松の美しい海岸とみどり豊かな豊穣の大地に恵まれた環境は、町民すべての 貴重な財産です。そして、このすばらしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくた めに、私たちは自然との共生を実現していきます。

重点目標(1)豊かな自然環境を守り育てよう









【現状と課題】

生活様式の変化とともに木材利用が減少し、その結果、手入れの行き届かない 里山には、イノシシやアナグマなどが出没し、農作物の被害が発生するなど、生 態系が損なわれつつあります。身近にある山林を守り、育てていくために何がで きるかを、私たちは考え、実行していく必要があります。

砂丘畑の防砂の役割をしている松林が令和元年から松くい虫による甚大な被害を受け、農業への被害のほか、住宅地への飛砂も懸念されます。今後、特別伐倒による松くい虫の被害拡大防止のほか、伐採後の再生についての取り組み<u>(広葉</u>樹の植樹や配布等)が必要です。

また、湯梨浜町境を流れる天神川、町の中央部を流れる由良川、由良川水系北条川など、多くの河川を有する本町は、豊富な水資源に恵まれています。河川の浄化は、下水道の普及とともにその改善が図られていますが、特に河口付近には上流から流れ着いたごみや、国内だけでなく外国からも不法投棄されたごみが滞留し、環境が悪くなる原因にもなっています。今後も水環境の更なる改善に向けて、継続的な海岸清掃の実施、上流域の市町との協力、国や県とも連携し、住民の意識向上と浄化のための実践が重要です。

【基本的施策と主な取組】

- (1) -① 動植物の生息・生育環境の保全
 - ・未整備森林の間伐や竹林の整備により森林の環境整備を進めます。
 - ・外来動植物が生態系に及ぼす影響について啓発します。
- (1)-② 海、河川、ため池などの水環境の保全
 - ・海岸、親水環境や水辺環境の保全に努めます。
 - ・河川やため池などの水質浄化のために、生活排水、事業排水の適正処理や下 水道等への接続を推進します。

【数值目標】

指標	H28	R4	<u> </u>
			<u>目標)</u>
松くい虫被害林の除去量	194 m³	789 m³	250 ㎡以内
森林整備面積 (森林経営計画の間伐面積)	_	20.8ha	70. 5ha
水洗化率(処理人口/整備人口)	88%	92.3%	100%
海岸清掃実施回数、人数	_	16 自治会 (45 回 1, 960 人)	16 自治会 (48 回 1,700 人)

重点目標(2)自然とふれあい、自然と親しもう







【現状と課題】

自然が私たちの生活環境にもたらす役割を知ることで、自然の大切さや有用性について気づくことができます。また、子どものころから自然に親しむことで、自然を大切にし、守り育てようという意識が育ちます。

町では、こどもエコクラブの活動や社会教育における自然観察会や体験学習などを通して、自然とふれあう機会の充実を図ってきましたが、安全に自然とふれあうために、引き続き体験的な行事をより増やすことや現在ある公園や遊歩道の活用を図っていくことが重要です。

また、各自治会で実施されるクリーン作戦や河川・海岸の清掃活動、大栄生涯 学習まちづくり研究会の環境美化活動など、地域の環境保全活動の取り組みを推 進することで、美しい自然環境が守られるとともに、活動を通して環境意識の向 上を図ることができます。

【基本的施策と主な取組】

- (2) ① 自然とふれあう機会の充実
 - ・自然観察会や体験学習など、有識者と連携し、自然にふれあう機会を充実させます。
 - ・子どもたちが安全に自然とふれあえる公園や遊歩道の整備を推進します。
- (2) ② 自然環境を保全する活動の推進
 - ・地域での環境保全や環境美化活動の取り組みを推進します。

【数値目標】

指標	H28	R4	目 標 目標(R12
			<u>目標)</u>

体験型ほくえい環境塾の開催回数	1回 (参加者 23人)	1回 (参加者 250 人) ※イベントに出店	3回 (参加者 54 人)
クリーン作戦実施自治会	全自治会	全自治会	全自治会
クリーク IP 戦 天旭 日 旧云	(参加者 5,984 人)	(参加者 4,548 人)	(参加者 6,000 人)



〈基本目標2〉環境に配慮したまちづくり

事業活動や日常生活の影響により発生する環境汚染を防止し、改善していくことは、 私たちが安心して気持ちよく暮らすことができる環境を守っていくことにつながり ます。

環境に配慮し、豊かで持続可能な社会を実現するために、みんなで対策を考え、実 践していくことが必要です。

重点目標(3)安心して暮らせる環境を守ろう







【現状と課題】

本町では、大気に影響を与える工場等がないため、人の健康を害するような大気汚染の発生はありませんが、ここ数年は、近傍の測定局の倉吉保健所で、光化学オキシダント(*)については環境基準を達成していません。また、河川などの水質については、今のところ良好ですが、汚濁の原因となる河川へのごみなどの不法投棄や未処理の事業排水・生活雑排水の流入が無くなったわけではありません。その他、騒音、悪臭なども含めて事業活動や日常生活における環境への影響について十分に認識し、自らの行動を見直すことが必要です。大気・水に関しては国境を超えた環境保全の必要性が生じています。

最近、顕在化してきた問題として、人口の減少と高齢化が進むことで空き家が 増加しています。このことにより地域の生活環境が悪化し、時には倒壊の危険に さらされることにもなりますので、空き家の撤去、利活用の取り組み及び空き家 管理者への啓発など、空き家の適正管理が必要です。

【基本的施策と主な取組】

- (3) -① 大気・水・土壌環境の保全
 - 事業活動や日常生活における環境への負荷をできるだけ低減し、環境汚染を 未然に防止するための啓発や情報提供を行います。
 - ・環境汚染が発生した場合には、県や近隣自治体と協力して、その拡大の防止 と解消に努めます。
 - ・人の健康や動植物の生息に悪影響を及ぼす化学物質についての情報提供を行い、 適正な管理や使用に努めます。
- (3) ② 騒音・振動、悪臭の防止
 - ・事業活動や日常生活における騒音・振動、悪臭の防止に努め、地域全体が気 持ちよく暮らせる良好な環境づくりに取り組みます。

*光化学オキシダント:工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことで生成される二次汚染物質のこと。光化学オキシダントが大量に発生すると「光化学スモッグ」が発生します。

(3) - ③ 不法投棄の防止

- ・啓発看板の設置や監視パトロール、環境見守り隊(*)などにより、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない・させない環境づくりに努めます。
- ・地域、行政、警察が連携し、不法投棄摘発などの対策を推進します。
- (3) ④ 空き家の撤去と活用
 - ・倒壊の恐れのある空き家の撤去、移住定住の促進などへの活用を進め、空き 家の解消に取り組みます。

【数値目標】

指標	H28	R4	<u>目標(R12 目標)</u>
			目標
水洗化率(処理人口/整備人口) ※再掲	88%	92.3%	100%
不法投棄監視パトロール	1回	1 回	1回
補助金活用による空き家撤去	_	4件 (空き家 32軒)	毎年8件

严		個人 10 人	個人 30 人
環境見守り隊員登録者数	_	事業所等1団体	事業所等3団体

*環境見守り隊:地域の散策・ウォーキングウオーキングやクラブ活動など、屋外活動のついでに地域のポイ捨てされたごみ拾いをしたり、環境美化の啓発を行ったりしていただける隊員のこと。

重点目標(4)次世代も住み続けたいと思えるまちにしよう







【現状と課題】

本町は、白砂青松の海岸やみどり豊かな丘陵地などの美しい自然豊かな町です。 その自然を活かし、県下有数の農業どころとして、黒ぼく土では GI 登録された大 栄西瓜をはじめ、北条砂丘でのらっきょう、ぶどう、ねばりっこなど産地化が進 む一方、耕作放棄地の課題があります。

また、国史跡由良台場跡、平成29年5月に国の登録有形文化財に登録された<u>県</u> 指定保護文化財</u>齋尾家住宅などの歴史文化と、名探偵コナンのブロンズ像やモニ コメントが立ち並ぶコナン通りのマンガ文化が共存する町です。

本町の自然・地勢により育まれてきた産業や景観、歴史・文化の薫る街並みを 活かし、守り、次世代につなげていくことは私たちの責務です。

【基本的施策と主な取組】

- (4)-(1) 農地や森林の保全の推進
 - ・砂丘、黒ぼく土などそれぞれの特性を生かし利用してきた農地の保全、耕作 放棄地などの未利用地の活用を推進します。
 - ・森林整備計画に基づき、森林の機能保全を図るために、間伐の実施を進めます。
- (4)-② 美しい景観の保全と創造
 - ・河川や海岸の環境美化活動、地域での緑化、花いっぱい運動などの取り組みを推進します。
- (4) ③ 歴史・文化資源の保全と活用
 - ・由良台場跡や齋尾家住宅などの歴史・文化資源について、背景にある自然環境も含めて広く情報発信し、町の歴史や文化についての関心を高めていきます。

重点目標(5)環境にやさしい農業を推進し、農地を守ろう









【現状と課題】

本町は、砂丘地では主にらっきょう、ぶどう、ねばりっこ、黒ぼく土の丘陵地帯では主に西瓜、花き、秋冬・施設野菜、水田地帯では主に水稲、麦、大豆の生産が行われており、それぞれの土地の特性を生かした多様な農産物が生産されています。

しかし、高齢化により農家数が減少しており、今後更に、耕作放棄地が増えていく可能性があり、これを放置すると周りへの悪影響なども考えられるため、新規就農者の確保や土地の特性を活かした農地の有効活用につながる取り組みが必要です。

また、自然環境や健康に配慮した環境にやさしい農業を進めていくために、減 農薬や減化学肥料による農産物の価値を高めていくような取り組みや自然と共生 しながらの有害鳥獣や生態系保全への対策が必要です。

【基本的施策と主な取組】

- (5)-① 環境保全型農業の推進
 - ・減農薬、減化学肥料による農業を推進します。
 - ・減農薬、減化学肥料による環境にやさしい農業でつくられた農産物は、人(健康)にもやさしいことを消費者にも広く普及啓発します。

(5)-② 農地の保全

- ・農地の保全のために、耕作放棄地となることを未然に防ぎ、農地の有効活用 につながる取り組みを進めます。あわせて耕作放棄地の増加を防ぐため、新 規就農者の確保や多面的機能支払交付金などを活用し、組織で農地を守る取 り組みを進めます。
- (5) ③ 有害鳥獣・生態系保全対策有害鳥獣対策・生態系の保全
 - ・ 先人から受け継いだ豊かな農地・農産物、里地里山を守るため、有害鳥獣対策 や生態系を保全する取り組みを進めます。

【数値目標】農地の保全

指標	H28	R4	目標(R12 目標)
			目 標
新規就農者相談数	_	延べ 101 件	延べ60件
多面的機能支払区域面積	1, 478ha	1, 425ha	1, 440ha
有害鳥獣侵入防止柵設置事業取組み地区数	_	-	2 地区

〈基本目標3〉地球環境を考えた循環型のまちづくり

地球温暖化や異常気象をはじめとする地球環境問題は、全ての人々が環境への関心を持ち、取り組むことによって、解決しなければならない課題です。事業活動や日常生活の中で、省資源や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用、ごみの減量、再資源化などの取り組みを進めていくことで、地球環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会を築く必要があります。

重点目標(6)資源を活かし、大切にしよう











【地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)】

【現状と課題】

地球温暖化の主な原因は、人為的に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスにあり、令和3年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書で人間の影響であることに疑う余地がないとされました。今後ますます深刻化していく地球温暖化を防止していくためには、エネルギー使用量の削減を進めるとともに、石油などの化石燃料を使用しない再生可能エネルギーへの転換が必要です。

また、エネルギーの地産地消という観点からも、本町の豊かな自然の恵みを活かした再生可能エネルギーの導入や地域新電力事業の活用を進めていきます。それに関連し、太陽光発電設備を設置するなど新たな事業・雇用の創出に取り組み、地域内での経済循環も促進します。

本町では、平成17年11月に町営で設置された北条砂丘風力発電所をはじめとして、太陽光発電や木質バイオマスボイラーの設備や蓄電池、薪ストーブなどの再生可能エネルギー設備の導入推進及び民間主導・官民連携によるエネルギーの地産地消、実質再エネ100%の電力契約を推進し地域課題に取り組む地域新電力事業、防犯灯や公共施設の照明器具のLED化や住宅などにおける省エネルギーの取り組みを進めています。

また、エコドライブ (*1)、電気自動車、グリーンカーテン (*2)、断熱性能に優れた省エネ住宅などの省エネ知識を広く普及し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めていくことが必要です。

取り組みにあたっては地域の主体性と協働を大切にしながら、町内外の関係者が連携するとともに、町民や事業者と行政が共に取り組みを進めていく必要があります。

【基本的施策と主な取組】

- (6) -① 再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進
 - ・家庭や事業所、地域への再生可能エネルギー設備、省エネ設備の導入、デジタル技術を用いたエネルギーの見える化等の取り組みを推進します。・住宅や

建物の ZEH 化・ZEB 化(*3) を推進します。

- ・公共施設などにおける再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの取り組み を率先して進めます。
- ・地域新電力(*4)・熱供給事業等(*5)により、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みを作ります。
- ・地域新電力等の新たな事業・雇用の創出や経済の地域内循環に取り組みます。
- (6) ② 環境にやさしいライフスタイルへの転換
 - ・エコドライブ、電気自動車のメリットやグリーンカーテンなどの省エネ知識 を広く普及し、家庭や事業所、地域での取り組みを進めます。
 - ・公用車の更新時には、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)など、環境に配慮した車両の導入に取り組みます。
 - ・断熱性能に優れた省エネ住宅の建築・改修の普及促進により、エネルギー消費を減らすとともに、健康で快適な住生活の実現に取り組みます。
 - ・テレワークなど環境にやさしい働き方や生活様式の啓発に取り組みます。

地球温暖化対策実行計画(区域政策編・事務事業編)についての取組内容は、別冊「北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)関係資料」をご覧ください。

- *1 エコドライブ:環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のこと。アイドリングストップや急発 進・急加速をしない運転などを実践することにより環境にやさしいだけでなく、安全運転にもつ ながる。
- *2 グリーンカーテン:窓に張り巡らせたネットにつる性植物を絡ませて窓を覆うことで、日差しをさえぎり室内温度の上昇を抑制する効果がある。
- *3 ZEH/ZEB

ZEH (ゼッチ) …Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

ZEB(ゼブ)…Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

断熱性能や省エネ性能を向上させて快適な室内環境を実現しながら、太陽光発電などで生活等に必要なエネルギーを作り出すことにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・ 換気)を概ねゼロ以下にする住宅・建物のことです。

*4 地域新電力:地域密着型の電力会社で、電力の小売りを行う事業者のこと。

*5 熱供給事業:エネルギーの一つである「熱」を温水等で需要家に供給する公益事業

【数値目標】

指標	H28	R4	<u>目標(R12 目標)</u>
			目標
		(最新:R2)	46.3 ft-CO2
町内の二酸化炭素排出量	83.5 千 t-CO2	71.3 千 t-CO2	(2013年度比
		71.3 1-002	50%削減)

			345t-CO2
町有施設等の二酸化炭素排出量	3, 311t-CO2	2, 606t-CO2	(2013年度比
			90%削減)
			18, 413GJ
町有施設等のエネルギー使用量	19, 334GJ	19, 590GJ	(2013年度比
			8%削減)
 住宅への太陽光発電設備設置(合計出力)	1, 346kW	1, 747kW	3, 700kW
		,	
家庭用創エネ設備等設置件数	296 件	457 件	1,000件
住宅省工ネ改修戸数	_	180 戸	400 戸
公共施設の地域新電力(地域の再生可能		20/	1000/
エネルギーを活用)契約率	_	0%	100%
地域新電力が扱う地元電源率(%)	_	0%	50%

家庭用創エネ設備:一般住宅でエネルギーを生み出す設備。太陽光発電システムや給湯システム等

重点目標(7)ごみを減らそう











【現状と課題】

本町では、ごみの減量化、再資源化を図るために、家庭ごみについては 16 分別(*)の収集を行っています。また、家庭ごみを処理するほうきリサイクルセンターや K センターでリサイクルを推進し、飲料ビンにおいては再資源化研究所の特許技術により多用途なガラス発泡剤に再生され、活用されています。更にはまた、地域の子ども会や老人会など登録している 94 団体が再生資源回収の活動、婦人会がペットボトルキャップの回収に、それぞれ取り組みを進めています。

そうした取り組みで再資源化が進み1人1日当たりのごみの排出量は、平成18年度607g/日から毎年減少していましたが、便利さを求めた使い捨て容器等の普及などにより、平成23年度からは増減を繰り返しています。平成28年度には、10月21日に発災した鳥取中部地震の影響もあり、平成18年度と比較するとごみ排出量が658g/日と増加しましたが、令和4年度にはごみ排出量645gとなっており、平成18年度時点には及ばないものの地震後のごみ処理量は減少傾向にあります。

そこで、リサイクルだけではなく、その手前のごみの発生抑制や再利用に町民、 事業者、行政が一丸となって取り組み、ごみの減量化を図ることが必要です。

【基本的施策と主な取組】

(7)-① ごみの適正処理と減量化の推進

- ・ごみ処理にかかる費用、ごみの排出の現状や、分別による再資源化などの効果などをわかりやすく示しながら、ごみの減量に向けた意識啓発に努めます。
- 事業所などにおける一般廃棄物と産業廃棄物の区分とそれぞれの適正な処理 について、県や広域連合と連携して、指導していきます。

(7)-② 4R社会の推進

・4Rの取り組みについて、その方法、順番を理解し、ごみの減量化、再資源 化に努めます。

*ごみの 16 分別: 町では次の 16 分別でごみの収集を行っています。

「リサイクルできないごみ」①可燃ごみ、②不燃ごみ、③有害ごみ、④可燃性粗大ごみ、⑤不燃性粗大ごみ

「リサイクルできるごみ」⑥小型家電、⑦びん類、⑧缶類、⑨新聞紙・チラシ、⑩雑誌・雑紙、⑪ ダンボール紙、⑫牛乳パック、⑬布類、⑭発泡スチロール・トレー、⑮ペットボトル、⑯廃食用油

【数値目標】

指標	H28	R4	目標(R12目標)日
			標
町民1人あたりのごみの排出量	678g/日	645g/日	500g/日
ごみの分別学習会開催	年1回	年 12 回 (参加者 199 人)	年 8 回 (参加者 300 人)

重点目標(8)地産地消をすすめよう









【現状と課題】

本町では、直売所での農産物や農産加工品の販売や学校給食での地元の食材の使用など地産地消の取り組みが進んでいます。しかし、各家庭では、わざわざ直売所に買い物に行くことが少ないことから、地元の食材を生かした料理教室や試食会への参加を進めることで、地産地消への関心を高めていくことが必要です。食育や食を中心とした健康づくり事業を通して、食の安全・安心に対する意識の向上を図ります。

また、地域資源を活かす観点として、自然エネルギーを活用するエネルギーの 地産地消を推進し、地域内のエネルギー自給率の向上や停電しにくい環境を整え、 防災力や地域の経済力なども高めることに努めます。

【基本的施策と主な取組】

- (8) ① 地産地消の推進
 - ・消費者が安心して農産物などを購入できる環境を整備し、輸送にかかる様々な負担が軽減される地元のものを地元で販売し、消費する地産地消の取り組みを推進します。
 - ・地元の食材を生かした料理教室や試食会への参加を進めることで、地産地消への関心を高めていきます。
- (8) -② 食の安全・安心に対する意識の向上
 - ・食育や食生活改善推進員を対象とした食を中心とした健康づくり事業を通して、食の安全・安心に対する意識の向上を図ります。
- (8) ③ エネルギーの地産地消の推進
 - ・地域内の再生可能エネルギー導入を積極的に進めたり、地域新電力事業など を推進することでエネルギーの地産地消を進め、暮らしやすい地域の実現に 努めます。

【数値目標】

指標	H28	R4	<u>目標(R12 目標)</u>
			目標
食生活改善推進員組織がある自治会数	45 自治会 ※全63 自治会中	33 自治会	全自治会
学校給食の地産地消率	_	91%	95%

〈基本目標4〉 みんなでつくるやさしいまち

良好な環境の保全と創造のため、町民、事業者、行政が一体となり、自らが将来の世代のために何ができるのかを考え、主体的に取り組んでいきます。

一人ひとりが環境問題に関心を持ち行動していくために、環境学習や人材育成、環境情報の提供などを推進します。

重点目標(9)身近な環境をみんなで守り育てよう







【現状と課題】

自治会による年2回のクリーン作戦や地域団体による環境美化活動など、自主

的な活動が行われています。沿岸自治会を中心にボランティア活動も含め海岸清掃が継続的に行われています。また、令和5年度には環境見守り隊がポイ捨てごみ撲滅活動を始めています。これらの取り組みをさらに広げ、充実させるために、地域の環境保全活動に取り組む団体の支援や主体的に取り組む人材の育成に努めます。

【基本的施策と主な取組】

- (9) ① 環境保全活動団体、人材の育成
 - ・地域の環境美化活動などに取り組む団体や環境保全の取り組みに関心のある かたなどを対象に、活動の支援や人材の育成に努めます。
- (9)-② 地域の環境保全活動の推進
 - 環境保全活動への参加や協力を広く呼びかけ、取り組みをさらに広げ、活動を充実させます。

【数値目標】

指標	H28	R4	<u>目標(R12 目標)</u> 目 標
自治会クリーン作戦参加人数(年間延人数)	5,984 人	4, 548 人	6,000人

重点目標(10)みんなで環境について学ぼう・知ろう







【現状と課題】

環境教育は、私たち人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にする心を育てるために重要な役割を果たしています。本町では、こどもエコクラブ(*1)の活動や小学生に実施しているエコチャレンジなどを中心に、幼児期から学齢期までの環境教育を推進していますが、子どもたちへの環境教育を中心に、家庭や地域の大人たちが連携し、ともに進めていくことが必要です。

【基本的施策と主な取組】

- (10)-① 学校、地域、家庭における環境教育の推進
 - ・こどもエコクラブの活動を支援し、子どもの頃から自然に親しみ、環境を大切にする心の育成を図ります。
 - ・体験型のほくえい環境塾や環境バスツアーなど、有識者と連携し、環境を学べる機会を広く提供し、学校だけでなく地域や家庭における環境教育を推進します。
 - ・タブレットを活用したオンライン学習の取り組みを推進します。
- (10)-② 環境に関心を持ち、実践する仲間づくり

- ・住民参加型の環境イベントを開催し、環境に関心を持ち、実践する仲間づく りのきっかけにします。
- ・北栄町最高未来責任者(環境 CFO)(*2)会議を開催し、若者が中心となって 環境のことを考える機会を提供する。

【数値目標】

指標	H28	R4	<u>目標(R12 目標)</u>
			目標
体験型ほくえい環境塾の開催回数 ※再掲	1 回	1 回	3回
住民参加型の環境イベント開催	1回(参加者 23人)	2回 (参加者 55 人) ※ほくえい未来トーク	4回 (参加者 84 人)



- *1 こどもエコクラブ:子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。
- *2 北栄町最高未来責任者(環境 CFO):未来の北栄町に生きる若者として町及び北栄町環境審議会と連携し、環境問題及び持続可能なまちづくりに関心を持ち、環境・社会・経済の課題を同時に解決していく視点を大切に、考えたり、意見交換をしたり、自分たちに出来ることを提案したりすることで、北栄町がめざす「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現に重要な地域資源を活用する循環型社会の構築に資することを目的として設置しています。

第5章 計画の推進

この計画の推進を図るためには、行政の取り組みはもとより、地域団体、事業所、関係機関等、すべての地域住民が連携を図り、実現に向けて理解と協力を得ながら進めていくことが必要です。

1 各主体の役割

《町民》

本計画の推進にあたっては、町民一人ひとりが日常生活の中で環境への取り組みを実践していくことが重要です。個々としては小さな取り組みであるとしても、町全体では大きな取り組みにつながり、良好な環境を維持していくための大きな力となります。家庭や地域、学校や職場において、何ができるか、どんな役割があるか、主体的に考え取り組んでいくことが大切です。

《事業者》

事業活動が環境に与える影響の大きさを考慮し、企業利益の追求のみならず環境への配慮が重要となっています。

《行政》

行政自らが環境に配慮した取り組みを率先して行うとともに、町民、事業者等の協力も得るため、積極的な情報提供を行うことが重要です。

また、計画に係る目標の設定や進行管理に努めます。

2 推進体制及び計画の進行管理

計画の推進に向けて、各施策や事業計画を立案し、事業実施について各課や環境 審議会等により、積極的に行います。また、広域的な対応が必要な対策等について は、国や県、近隣市町村と連携した取り組みを推進していきます。

(1) 庁内における推進体制

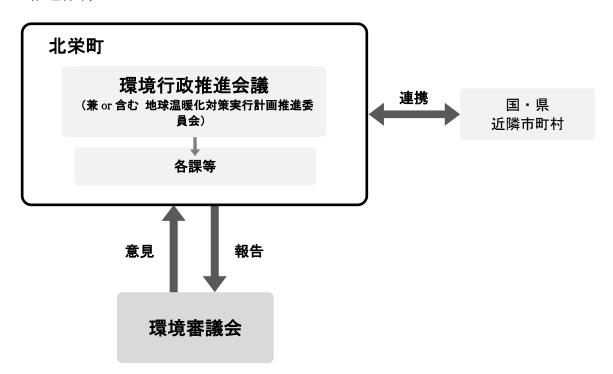
庁内の課長等で構成する「北栄町環境行政推進会議」(北栄町地球温暖化対策実 行計画推進委員会含む)を組織し、調査研究しながら地域の特性や実情にあった 施策を企画立案し、全庁をあげて取り組みます。

毎年、具体的な事業実施状況をとりまとめて進捗状況を把握し、点検・評価を 行い、進行管理を行います。

(2) 計画の進行管理

環境審議会において進行管理を行うとともに、環境報告書を作成し進捗状況を 公表することにより、広く町民の意見を求めます。

■推進体制



◇北栄町の環境の現状

1. 位置・地勢

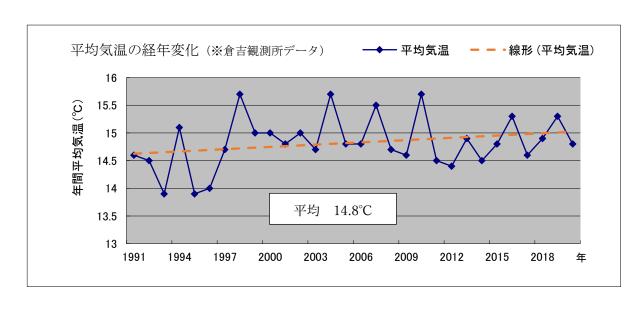
北栄町は、鳥取県中央部に位置し、北は日本海に面し、東は湯梨浜町、南は倉吉市、西は琴浦町に接した、東西約 12.5km、南北約 9.5km、面積 56.94kmの「く」の字の形状をした町です。

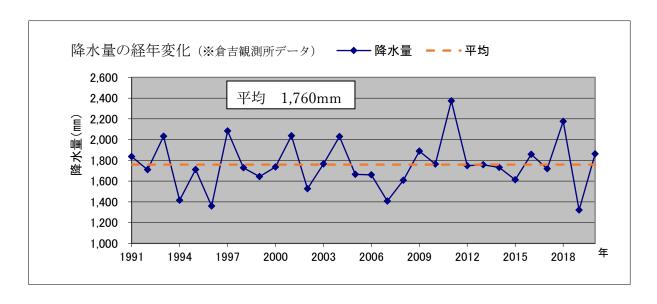
中央部に2級河川由良川が流れ日本海にそそいでいます。海岸部は、東西12.5kmに及ぶ美しい砂丘海岸で、白砂青松と称えられる防風松林地帯を擁しています。また、その背後には15kmにも及ぶ砂丘地帯が広がっています。南は山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。全体として標高は低く、最高位は314mであり、なだらかな緩傾斜の地形となっています。

また、県の東部と西部をつなぐ国道9号、さらに313号により岡山県とつながっているなど、鳥取県における交通上の要衝の地でもあり、山陰自動車道及び地域高規格道路の建設も順調に進んでおり、将来的に発展する可能性を無限に秘めた地域です。

2. 気 候

気象庁倉吉観測所の平成3年(1991)~令和2年(2020)の30年間のデータを見てみると、年平均気温は14.8℃、年平均降水量は1,760 mmで、年平均気温の経年変化では、気温が徐々に上昇している傾向にあります。降水量については、年ごとの大きな変動は見られますが、平均で見ると一定の降水量となっています。なお、全国的に短時間強雨(降水量が1時間に50mm以上)の発生が顕著となっていたりするなど、雨の降り方に変化が見られます。





3. 人 口

北栄町の人口(住民基本台帳人口)は、平成29年3月31日現在15,344人(男7,344人,女8,000人)、世帯数5,310戸、令和5年3月31日現在14,451人(男6,942人(\triangle 402人),女7,509人(\triangle 491人)、世帯数5,493戸(+183戸)です。国勢調査の推移で見ると、平成7年の国勢調査での人口17,228人を最高に、それ以降少しずつ減少傾向を示しています。一方、世帯数は年々増加傾向にあり、核家族化の進行がみられます。

また、就業者数は、令和2年度の国勢調査によると7,730人で、その主な内訳は、第1次産業1,656人、第2次産業1,572人、第3次産業4,261人となっています。昭和50年からの国勢調査の結果から第1次産業、第2次産業就業者の減少の傾向が見られ、今後もこの傾向が続くものと思われます。

4. 土地利用

北栄町の総面積は、56.94 kmです。令和4年1月現在における固定資産台帳での内訳は、宅地4.62 km (8.1%)、田9.61 km (16.9%)、畑16.62 km (29.2%)、山林12.12 km (21.3%)で全体の75.5%を占めています。過去5年間の土地利用状況に大きな変化は見られませんが、田・畑面積が減少傾向のなか、宅地面積は若干ですが増加傾向にあります。

5. 大 気

鳥取県では大気汚染防止法第 18 条の 39、第 20 条及び第 22 条に基づき毎年県内の大気汚染状況の調査を実施しています。令和 4 年度の環境基準の達成状況については、近傍の測定局の倉吉保健所局で、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、また一酸化炭素については鳥取保健所局において、それぞれ平成 28 年度から令和 4 年度まで、毎年、環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、令和元年度に環境基準 (0.06ppm 以下)を達成しませんでした(昼間 1 時間あたりの最高値は 0.110ppm であり、大気汚染防止法第 23 条に定める緊急時の基準(注意報レベルの濃度 0.12ppm)は下回っています。)が、令和 4 年度には環境基準を達成しました。微小粒子状物質 (PM2.5)については、長期的評価 9.5 μ g/㎡(環境基準 15 μ g/㎡)、短期的評価 24.8 μ g/㎡(環境

基準 35 µg/m³) ともに環境基準を達成しました。(参考:鳥取県大気汚染調査結果)

6. 水 質

北栄町の河川の水質は、1級河川天神川(河川類型 A)では以下の表のとおり大変良好な水質が維持されています。

【天神川の水質の推移】

測定年度	nII	BOD	SS
例 足 平 及	рН	(mg/ϱ)	(mg/ℓ)
水質基準	6.5~8.5	2mg/Q以下	25mg/0以下
平成 28 年度	7. 2	$0.5 \text{mg/} \ell$	$4.0 \text{mg}/\ell$
平成 29 年度	7. 3	0.5mg/l以下	$3.6 \text{mg/} \ell$
平成 30 年度	7. 4	0.6mg/ℓ	$2.1 \text{mg/} \ell$
令和元年度	7. 4	0.8mg/Q	$3.0 \text{mg/} \ell$
令和2年度	7. 5	0.6mg/ℓ	$3.0 \text{mg/} \ell$
令和3年度	7. 4	0.5mg/ℓ	3. 0mg/ℓ
令和4年度	7. 4	0.5mg/ℓ	3. 0mg/ℓ

(データ提供:国土交通省倉吉河川国道事務所)

pH (水素イオン指数):酸性、アルカリ性の強さを示す指標。pH は 0 から 14 まであり、 7 が中性、pH < 7 は酸性、pH > 7 はアルカリ性を示します。

BOD (生物化学的酸素要求量):水中の有機物による汚濁の程度を示す指標。数値が大きいほど有機物の量が多く汚れていることを示します。

SS (浮遊物質量): 水中に浮遊している物質の量。数値が大きいほど水の濁りが多いことを示します。

7. 騒音・振動・地盤沈下

北栄町では、騒音規制法、振動規制法に基づく騒音、振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域の指定はなされていません。

騒音・振動ともに、大きな騒音・振動を発生する工場等はなく、比較的静穏な環境が 維持されています。

【北条川放水路事業による弓原浜の地盤沈下について】

平成21年に北条川放水路が供用開始されて以降、弓原浜地区の地盤沈下が進んでいることから、毎月、地盤沈下及び地下水位の観測、定期的に地元説明が実施されています。

県と弓原浜自治会は協議を重ね、平成28年3月30日には、弓原浜自治会長、同放水路対策委員、町議会放水路特別対策委員長、同副委員長、町長、副町長、中部総合事務所長等関係者により弓原浜自治会臨時総会を開催し、「北条川放水路建設工事に起因した地盤沈下等による諸問題の対策計画(協定書)」の締結が承認されました。この協定書には地盤沈下等による諸問題の対策計画、工事損失補償が具体的に示され、決着に向けて取り組みが進められています。

8. 化学物質

化学物質の中で注視されているものとして「ダイオキシン」があげられます。<u>高濃度のダイオキシンは</u>人の健康に重大な影響をもたらすもので、定期的に濃度測定を実施していく必要があります。

「クリーンランドほうき」の令和 4 年度排水水質検査結果(ダイオキシン類)は 0.000021pg-TEQ/ ℓ となっており、排水基準(10pg-TEQ/ ℓ 以下)及び環境基準値(1pg-TEQ/ ℓ 以下)をかなり下回っています。

また、鳥取県は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき毎年県内の一般環境中のダイオキシン類の調査を実施しています。平成28年度、令和4年度の測定結果については次のとおりで、いずれも環境基準値を下回っています。

【ダイオキシン類測定結果】(平成28年度)

調査区分	測定地点	単位	測定結果	環境基準
大気	倉吉保健所(倉吉市)	pg-TEQ/m³	0.011	0.6以下
地下水	米里水源地(北栄町)	pg-TEQ/ℓ	0.047	1以下
土壌(一般環境)	琴浦保育所(琴浦町)	pg-TEQ/g	6. 70	1,000以下

【ダイオキシン類測定結果】(令和2年度状況)

調査区分	測定地点	単位	測定結果	環境基準
大気	倉吉保健所(倉吉市)	pg-TEQ/m³	0.0083	0.6以下
地下水	八屋水源地(旧倉吉市)	pg-TEQ/ℓ	0.048	1以下
土壌(一般環境)	大栄運動場(旧大栄町)	pg-TEQ/g	1. 1	1,000以下

【ダイオキシン類測定結果】(令和4年度状況)

調査区分	測定地点	単位	測定結果	環境基準
大気	倉吉保健所(倉吉市)	pg-TEQ/m³	0.035	0.6以下
地下水	琴浦町上水道東伯第6水源地(琴浦町)	pg-TEQ/@	0. 044	1以下
土壌(一般環境)	しらとりこども園 (琴浦町)	pg-TEQ/g	0. 021	1,000以下

9. 上水道·生活排水処理

北栄町の上水道は、令和 5 年 3 月末現在で行政人口 14,451 人に対し給水人口 14,353 人で普及率は 99.3%となっています。上水道施設は、水源地 8 箇所で配水能力 9,018 m³/日に対し、平均配水量 5,156 m³/日。配水管延長は 184km です。

生活排水処理施設(下水道関連施設)は、公共下水道3処理区(天神、北条、大栄)、

農業集落排水施設1処理区(北条島) ※、合併処理浄化槽処理区(岩坪、高千穂、青木ほか)で、平成25年度で整備を完了しました(整備率100%)。令和5年3月末現在で、水洗化率92.3%となっております。

※農業集落排水施設処理区(北条島)は令和7年4月から公共下水道処理区(北条)へ 統合予定

10. ご み

ごみと再生資源の分別は、13分別でスタートしましたが、平成19年度から廃食用油、平成27年度から小型家電、令和4年度から有害ごみの回収がそれぞれはじまり、現在では16分別での回収となっています。

再生資源を除いたごみ処理量は、平成 18 年度から毎年減少していましたが、平成 23 年度からは増減を繰り返しています。平成 28 年度は、10 月 21 日に発災した鳥取中部地震の影響があるとはいえ、3,721tで平成 18 年度の 3,592t と比較すると 3%増加し、1 人1 日当たりのごみ排出量では 658g と平成 18 年度の 607g を 8%以上も超える量にまで増加し、翌年度以降も増加傾向でしたが、令和 4 年度にはごみ処理量 3,442t、1 人 1 日当たりのごみ排出量 645g となっており、ごみ処理量は概ね減少傾向にあります。

一般廃棄物最終処分場であるクリーンランドほうきの埋立容量にも限りがあることから、今後も、ごみの排出抑制のための住民や事業者への啓発や、ごみと再生資源の分別を徹底し、ごみの減量化をさらに進めていくことが必要です。

【一般廃棄物〔ごみ・再生資源〕排出量の推移】

〔ごみ〕 (単位:t)

年	度	可燃	不燃	有害ごみ	可燃粗大	不燃粗大	小計	うち粗大鉄等 (再生資源)	合計 ①	1人1日あたり 排出量(g)
平成 28	9 年度	3, 322	185		227	63	3, 797	△76	3, 721	658
平成 29	年度	3, 481	143		206	49	3, 879	△63	3, 816	681
平成 30	年度	3, 542	140		208	45	3, 934	△69	3, 864	697
令和元	年度	3, 315	131		209	59	3, 714	△80	3,634	662
令和 2	年度	3, 162	133		205	79	3, 579	△95	3, 483	642
令和3	年度	3, 204	134		216	80	3, 633	△82	3, 551	661
令和4	年度	3, 146	101	4	187	61	3, 498	△56	3, 442	645

〔再生資源〕 (単位:t)

年	度	ビン	缶	紙類	布·	発泡スチロール	ペットボトル	廃天ぷら油	小型家電	粗大鉄等	合計
4-	及		Щ	和工组	衣類	• 1/-	ベットルトル	廃人かり 個	小空豕电	州八	2
平成 28	8年度	105	47	467	37	3. 3	17. 9	11. 0	45. 0	76	809. 2
平成 29	9 年度	108	44	436	34	3. 1	18.4	11.9	28. 7	63	746. 6
平成 30	0 年度	96	44	418	32	3. 3	19.9	12. 5	30. 5	69	725. 1
令和元	年度	92	44	414	64	3. 1	19.9	12.0	28.8	80	757. 1
令和2	年度	86	43	360	39	3. 5	20.7	10. 4	25. 9	95	684. 0
令和3	年度	83	42	348	35	3. 4	22. 1	10. 7	23. 7	82	648.8
令和4	年度	75	43	348	36	3. 1	23. 9	8. 3	26. 3	56	619. 2

[総 計]

年 度	人口 (人)	排出量(t) (①+②)	リサイクル率 (%) (②/総計)	1人1日あたり 排出量(g)	1人1日あたり 排出量 (g) ※家庭系ごみ
平成 28 年度	15, 485	4, 530. 2	17. 9	802	671
平成 29 年度	15, 344	4, 562. 2	16. 4	815	700
平成 30 年度	15, 196	4, 589. 6	15.8	828	716
令和元年度	15, 045	4, 391. 2	17. 2	800	669
令和2年度	14, 854	4, 167. 1	16. 4	769	656
令和3年度	14, 720	4, 200. 0	15. 4	782	658
令和4年度	14, 613	4, 061. 3	15. 2	761	645

【ほうきリサイクルセンター焼却灰等最終処分物排出量】

〔第1期工事〕 (単位:t)

<i>F F</i>			٨٩١	クリーンランドほうき埋立		
年 度	固形灰	不燃破砕残渣	合計	埋立量(m³)	残容量 (m³)	
平成 28 年度	1, 555. 50	595.85	2, 151. 35	1, 689	8, 349	
平成 29 年度	1, 540. 25	436.36	1, 979. 61	1, 665	6, 684	
平成 30 年度	1, 380. 20	477. 20	1, 857. 40	1, 643	5, 019	
令和元年度	1, 337. 47	411.76	1, 749. 23	1, 296	3, 376	
令和2年度	1, 209. 16	416.84	1, 626. 00	1, 268	33, 108	
令和3年度	1, 159. 90	421.66	1, 581. 56	1, 255	31, 853	
令和4年度	1, 117. 72	396. 92	1, 514. 64	1, 253	30, 600	

(参考) 第1期工事 (埋立容量 56,000 m³ (最終覆土除く 47,100 m³))

竣工: 平成 15 年 3 月

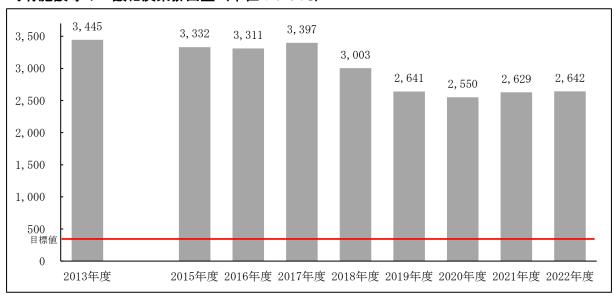
第2期工事(埋立容量: 36,000 m³(最終覆土除く31,000 m³)

竣工:令和2年8月

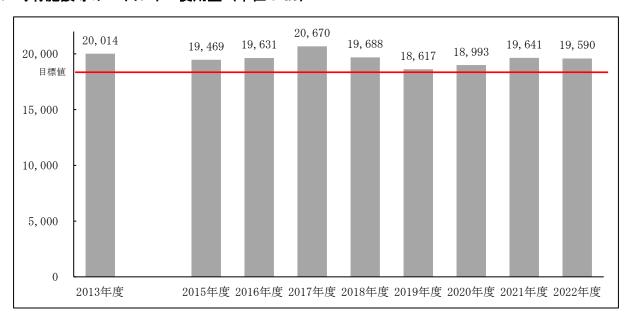
11. 町内の二酸化炭素排出量(単位:千t-CO2)

					平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	部門・分野					排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量
					(千t-CO2)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO2)	(千t-CO2)	(千t-CO2)	(千t-CO2)	(千t-CO2)
合	計				92	92	84	83	83	76	74	71
		産業部門			20	18	17	17	17	16	16	19
			製造業		11	10	8	8	8	8	8	6
			建設業・鈴	拡業	1	1	1	1	1	1	1	1
			農林水産業	¥	8	7	7	8	8	7	7	12
	業務その他部門		21	20	19	19	17	15	16	13		
		家庭部門			26	29	24	23	26	22	19	18
		運輸部門			24	23	23	23	22	22	22	20
			自動車		23	22	22	22	21	21	21	19
				旅客	9	9	9	9	9	8	8	7
				貨物	14	13	13	13	13	13	12	12
			鉄道		1	1	1	1	1	1	1	1
			船舶		0	0	0	0	0	0	0	0
		廃棄物分里	予 (一般廃	棄物)	1	2	2	2	1	1	1	2

12. 町有施設等の二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂)



13. 町有施設等のエネルギー使用量(単位:GJ)



◇北栄町環境基本条例

平成 18 年 12 月 15 日 北栄町条例第 40 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (第8条-第22条)

第3章 地球環境の保全への取組 (第23条)

第4章 環境審議会(第24条-第32条)

附則

私たちの北栄町は、白砂青松の美しい海岸とみどり豊かな豊穣の大地に恵まれ、人々は、その中で心豊かに人生を送り、文化を育み、長い歴史を築いてきました。この環境は、町民すべての貴重な財産であり、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。そして、私たちは、このすばらしい環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

しかし、今日の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきています。

私たちは、このような現状を認識したうえで、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくためのシンボルとして風車9基からなる風力発電所を建設しました。風を受け、朝な夕なに回る風車は、私たちに身近な環境について考えさせるとともに、将来にわたって恵み豊かな環境の中で幸せに暮らせる持続可能な社会の実現について考えさせてくれます。

私たちは、人と自然との共生と資源の循環を基本とした、一人ひとりの行動と連携により、 町の自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全と快適な環境の創造に努めるととも に、光と水と風の織りなすより良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここ に条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造 (以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、町、町民及び事業者の 責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める ことにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及 び将来にわたって町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保 に 資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上 の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
 - (2) 「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念という。)にのっとり、 推進されなければならない。
 - (1) すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
 - (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図るとともに、エネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
 - (3) 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、地域の地理的特色を生かしつつ、すべての日常生活及び事業活動において、町、町民及び事業者の公平な役割分担の下に協力して積極的にこれを推進しなければならない。
 - (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、 日常生活及び事業活動における着実な取組により積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の地理的 特色を生かした基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施 しなければならない。
- 2 町は、環境施策の策定及び実施において、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の 低減その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、 これに協力するように努めなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に おいて、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生又は排出の抑制等を行い、 環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるととも に、町又は 事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならな い。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において、製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生又は排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に自 ら積極的に努めるとともに、町又は町民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極 的に参画し、及び協力するように努めなければならない。

(年次報告の作成)

第7条 町長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を記載し た年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境施策の基本方針)

- 第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌 その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 人と自然とが共生し、豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) ゆとりと潤いのある快適な環境を創造するため、水や緑を生かした施設の整備、地域の 特性を生かした良好な景観の確保に努めること。
 - (5) 環境資源の適正な管理、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出抑制等を徹底することにより、資源循環型社会が構築されること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

- 第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全 に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画の策定において、町民及び事業者の意見が反映されるように努める とともに、北栄町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等においての環境への配慮)

第 10 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施において、環境基本計画との整合を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 11 条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、 その事業の実施において、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調 査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配 慮するため、必要な措置を講じなければならない。

(規制の措置)

第 12 条 町は、人の健康、公害又は生活環境に係る環境の保全上の支障を及ぼす行為又は生 ずるおそれのある行為に対し、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成措置)

第 13 条 町は、町民及び事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、予算の範囲内において助成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設整備等の推進)

第 14 条 町は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第 15 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、 エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生及び排出抑制等が促進されるように必要な措置を 講ずるものとする。
- 2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用に努めるものとする。

(町民等の参加)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の実施において、その施策を効果的に推進 するため、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。) の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、 自らが活動を行う意欲が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第 18 条 町は、町民、事業者又は民間団体等が、自発的に行う環境の保全及び創造に関する 活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに町民、事業者又は民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況等に関する必要な情報を適切に提供するように努める ものとする。

(調査研究の実施等)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び推進に必要な調査研究の実施及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

- 第 21 条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
- 2 町は、町民、事業者及び民間団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(広域的連携)

第 22 条 町は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、 国、県、他の市町村及びその他の関係機関等と連携してその推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全への取組

(地球環境保全の推進)

- 第 23 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。
- 2 町は、地球環境保全に関する施策の実施において、国、県、他の市町村及びその他の関係 機関等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

- 第24条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条の規定に基づき北栄町環境審議会 (以下「審議会」という。)を置き、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
 - (2) 町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

- 第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、 町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第27条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席要求)

第29条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第30条 審議会に専門の事項を研究討論するため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、環境エネルギー課において処理する。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (北栄町環境審議会条例の廃止)
- 2 北栄町環境審議会条例(平成 18 年条例第 5 号)は、廃止する。

◇北栄町環境審議会委員

(任期:令和4年6月1日から令和6年5月31日)

職名	氏 名	所 属 等
副会長	大野木 昭夫	特定非営利活動法人 エコパートナーとっとり
	磯江 正行	北栄町自治会長会
	徳岡 幸裕	北栄町教育委員会
	石井 通人	鳥取中央農業協同組合
	蔵増 幹夫	北栄町商工会
	脇坂 みどり	北栄町女性団体連絡協議会
	奥田 よしの子	ほほえみ会
会 長	上桝 勇	
	菱井 啓子	
	山本 美樹	



第2次北栄町環境基本計画(改訂版)

発 行 北 栄 町

編 集 北栄町環境エネルギー課

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

e-mail kankyou@e-hokuei.net URL http://www.e-hokuei.net/

北栄町環境基本計画【別冊】

◇北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)関係資料

1. 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の温室効果ガスのうち、北栄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)において温室効果ガス総排出量の算定対象となるのは、三ふっ化窒素を除く6種類の物質となりますが、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO2)のみとします。

2. 区域施策編

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

排出量の算定は自治体排出量カルテの数値を利用します。ただし、運輸部門については北栄町の車種の実態(軽自動車の所有率が高い)に基づき、「0.55 倍」した数値を利用します。

(2) 取組一覧

1. 省エネ対策の取組

高断熱・高気密の建築物や省エネ設備の導入、電気自動車の普及を進め、健康で快適な暮らし、環境にやさしい暮らしを実現します。

	● 住宅の新築や改修時には、断熱性能の向上と ZEH 化に努め				
	ます。				
	● 家庭用機器の買い替え時には、エネルギー効率の良い機器の				
	購入を検討します。				
	● EMS(*)等を導入し、エネルギーを見える化することによ				
町民が取り組むこと 	り無駄を減らすよう努めます。				
	● 自家用車の電気自動車化に努めます。				
	● バス等公共交通機関の利用に努めます。				
	● 近い範囲の移動はできる限り徒歩や自転車で行います。				
	●日常的に省エネ行動に努めます。				
	●住宅の新築や改修、家庭用機器の買い替えに際しては、				
事業者が取り知さ。> 1.	ZEH 化や省エネ機器、EMS 等についての情報提供を行いま				
事業者が取り組むこと	す。				
	● 事業所の新築や改修時には断熱性能の向上と ZEB 化に努め				

	ます。
	● 事業所の機器や設備の買い替え時には、エネルギー効率の良
	い機器を選択するよう努めます。
	● EMS(*)等を導入し、エネルギーを見える化することによ
	り無駄を減らすよう努めます。
	● 社用車の電気自動車化に努めます。
	●省エネに関する普及啓発や支援制度の情報提供を行いま
	す。
	● 電気自動車の充電スタンド等のインフラ整備を推進しま
	す。
行政が取り組むこと	● 率先して、公共施設の新築や改修時には断熱性能の向上と
	ZEB 化に努めます。
	● 公共施設の機器や設備の買い替え時には、エネルギー効率の
	良い機器を選択するよう努めます。
	● 公用車の電気自動車化を進めます。

*EMS (イーエムエス)

Energy Management System (エネルギー・マネジメント・システム)

建物内で使用する電気の使用量などを計測して「見える化」を図るとともに、空調や 照明設備等を制御するエネルギー管理システム。把握した使用量データをもとに空調 等を効率よく制御することにより、無理のない省エネ・省コストを実現します。

2. 再エネ導入の取組

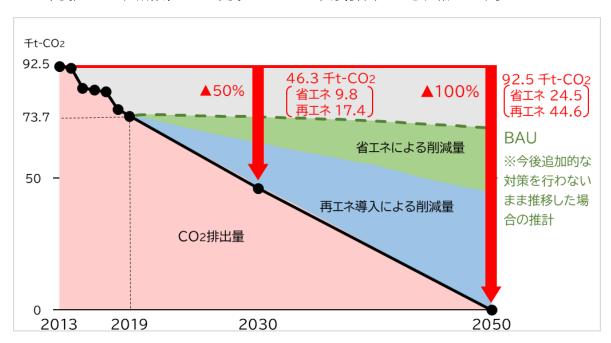
公共施設や住宅・事業所などの設置可能な場所に太陽光発電を設置し、自家消費による 経済的負担の軽減や非常時のインフラ維持を目指すとともに、木質バイオマスや小水力 発電、風力発電、太陽熱温水器などの導入を推進し再エネ利用率を高めます。また、地 域新電力会社((株)鳥取みらい電力)と連携し、エネルギーの地産地消、経済の地域内 循環にも取り組みます。

	● (株) 鳥取みらい電力と連携した PPA モデル等による効率
町民が取り組むこと	的な再エネ導入を活用し、太陽光発電の設置や、蓄電池の
門氏が取り組むこと	導入に努めます。
	● 薪・ペレットストーブ等再エネ導入に努めます。
	● 住宅向けの太陽光発電等、再エネ導入についての情報提供
	を行います。
事業者が取り組むこと	● (株)鳥取みらい電力と連携した PPA モデル等による効率
	的な再エネ導入を活用し、太陽光発電の設置や、蓄電池の
	導入に努めます。
行政が取り組むこと	● 再エネに関する普及啓発や支援制度の情報提供を行いま
11以24以2200000000000000000000000000000000	す。

- 率先して、公共施設の屋根、駐車場などの設置可能な場所 に太陽光発電を設置し、蓄電池の導入に努めます。
- ●町内での有効な木質バイオマス、小水力発電などの導入を 調査研究します。
- ●風力発電の民間参入については、適切な計画・運営が行われることを条件に推進します。

(3) 2050 年北栄町脱炭素ロードマップ

最大限の省エネ対策と再エネ導入を推進し、2030年度にはCO₂排出量を基準年(2013年度)の50%削減、2050年度にはCO₂の実質排出ゼロを目指します。



		取組項目	2019年度	2030年度	205	0年度
2019年度までのCO2削減量 (千t-CO2)			18.8	18.8	1	8.8
В	BAU	によるCO2削減量(千t-CO2)		0.3	4	4.6
省エネ対策	住機	宅・建物のZEH化・ZEB化 宅・建物の断熱・気密化 器・設備の省エネ化 気自動車の導入		新築の50% 既存の1%/年■ ~100件/年■ 5%/年更新■ 公用車更新	新築の	7)100%
束	CC	2削減量(千t-CO2) _{各年度BAU比}		9.8	2	4.5
					風車なし	風車あり
再エネ導入	電気	太陽光発電(公共施設・住宅・建物) 住宅・小規模事業所 大規模事業所 風力発電 小水力発電 木質バイオマス発電		55件/年 2件/年 - - -	160件/年 15件/年 - 2ヶ所 2ヶ所	55件/年 3件/年 10基 (3MW/基) 2ヶ所 2ヶ所
· 译 入	動 熱 力 ·	木質バイオマスボイラー 太陽熱温水器 薪・ペレットストーブ		- 5件/年 5件/年	6ヶ所 50件/年 50件/年	6ヶ所 50件/年 50件/年
	CC	02削減量(千t-CO2) _{各年度BAU比}		17.4	4	4.6
СО	2削》	或量(千t-CO2) 2013年度比	18.8	46.3	9	2.5

※このロードマップは2050年までの長期的に取り組む内容で、技術革新、制度改正、財政面も含めた様々な情勢により、変化するものとなるため、今想定できる最大限の計画であり、目安となるものです。

3. 事務事業編

(1) 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、北栄町が行う全ての事務及び事業を対象とします。

また、外部への委託及び指定管理者制度等により実施する事業等においても本計画の対象とし、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガス排出削減等の取組み(措置)を講ずるよう要請します。

ただし、他に貸与することを設置目的とする施設や町以外の者が管理している施設 等については本計画の対象外とします。(町営住宅、お試し住宅等)

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、温対法施行令第3条第1項に基づき、温室効果ガス を排出する活動の区分毎に、当該活動により生じた活動量(エネルギー使用量)に、「排 出係数」を乗じることにより算定します。

(3) 取組一覧

1. 日常的な省エネ・省資源に配慮した取組

①電気使用量の削減に関する取組

- ・階段や廊下等照明点灯箇所の削減、始業前や昼休憩時の消灯、会議室等使用後の消灯を心がけます。
- ・パソコンは省電力モードに設定し、30分以上席を離れる際にはスリープモード及びモニタの電源を切ることを徹底します。
- ・退庁時や長期不在時には、できる限り機器の主電源を切り、待機電力消費の削減に 努めます。
- ・トイレの温水便座は、節電モードの設定と季節に応じた設定温度を徹底し、使用後 はフタを閉めるよう心がけます。
- ・空調の温度設定は冷房 28 \mathbb{C} 、暖房 20 \mathbb{C} とし、フィルタの清掃など空調設備の管理を 徹底します。
- ・荷物の運搬や体調不良等による場合を除き、職員は出来る限り階段の利用に努め、 エレベーターの使用を控えます。
- ・当月の電力使用量が契約電力量を超えることのないよう、監視メーター等の導入を 検討します。
- ・ノー残業デーを徹底し、電気使用量の削減に努めます。

②燃料使用量の削減に関する取組

- ・ガスコンロを使用する際には、火力の調節や沸かし過ぎを防止するなど適正な使用 を徹底します。
- ・夏場など必要のないときには瞬間湯沸かし器の元栓を閉めるなど、必要最小限の利用に努めます。

③水使用量の削減に関する取組

- ・洗面所や給湯室などで節水に努めるとともに、「節水」表示により施設利用者への呼びかけを行います。
- ・植木の水やり、打ち水など雨水の利用を検討します。

④公用車の適正使用に関する取組

- ・暖機運転の抑制、アイドリングストップ、無駄な急発進・急加速の抑制などをはじめとするエコドライブの徹底を図ります。
- ・目視によるタイヤ空気圧点検、エンジンオイルの交換など、公用車の日常的な整備・ 点検を徹底します。
- ・近距離の移動には徒歩や公用自転車の活用、遠距離の移動にはできる限り公共交通 機関を利用するなど、公用車の適正な使用に努めます。

⑤グリーン購入の推進に関する取組

- ・コピー用紙や OA 用紙の調達にあたっては、グリーン購入適合品を購入します。(調達目標 100%) また、用紙の包装紙は再資源化できる紙を使用しているものについて購入するよう努めます。
- ・事務用品や施設管理用品等を購入する際には、「北栄町グリーン購入調達方針」に沿って物品等を選択するよう努めます。

・広報紙やパンフレット等の印刷物の発注にあたっては、古紙配合率の高い用紙を指 定します。

⑥紙製品、事務用品に関する取組

- ・両面コピー、集約印刷の活用や、印刷前のプレビュー確認によりミスコピーの防止 に努めます。
- ・使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用に努めます。
- ・庁内 LAN や電子メールの活用などにより、紙使用量の削減を図ります。
- ・会議では、プロジェクターの活用や両面印刷により、印刷資料をできる限り低減します。
- ・衛生管理上必要な場合を除き、ペーパータオル等使い捨て製品の使用を控えます。
- ・机や棚の中に、不必要に事務用品等をため込むことなく、必要最小限の保有に努めます。

⑦廃棄物の発生抑制、4Rの推進に関する取組

- ・物品等の購入の際には、簡易包装、詰め替えが可能な製品、再利用が可能な製品な ど、廃棄物の発生抑制に資する物品の購入に努めます。
- ・職員は、マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割りばし、ペット ボトルなど、ごみになるものを施設内に持ち込まないよう努めます。
- ・使わなくなった物品でまだ使用できるものについては、廃棄する前に広く呼びかけ、 譲渡するよう努めます。
- ・再生資源の分別を徹底し、資源化に努めます。
- ・庁舎等で使用するごみ袋は(小)とし、それ以外の施設でもごみ袋の使用をできる 限り減らすことで、ごみの排出抑制に努めます。
- ・下水汚泥の減量化及び資源化について検討します。
- ・公共工事においては、建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- ・再生砕石や廃木材など、再生資材の工事への利活用に努めます。
- ・工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。

2. 施設の新設・改修・更新等の計画的な管理に関する取組

①全ての施設に対する取組み

- ・公共施設等総合管理計画等の上位計画に沿って、将来的な北栄町の人口推計に見合った施設数や延べ床面積等について検討し、エネルギーの無駄使いをなくします。
- ・2020年に実施した公共施設のあり方検討の結果に従い、施設の稼働率や利用人数と エネルギー効率について分析し、施設機能の集約や統廃合による省エネ化を検討し ます。
- ・施設の新築・改修・更新の際には、公共施設個別施設計画に示される基準に基づいて、建物の断熱性能及び気密性能の向上に努めます。
- ・施設の新築・改修・更新の際には、建物の躯体表面積の少ないシンプルな意匠により省エネ化に努めます。

- ・施設の新築・改修・更新の際には、自然光及び自然通風をできる限り採り入れる工 夫により省エネ化に努めます。
- ・施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。

②特にエネルギー使用量の多い施設に対する取組み

特にエネルギー使用量が多い次の8施設について、公共施設個別施設計画に従い、 本計画期間において優先的且つ重点的に、建物に対する省エネ化に取り組みます。

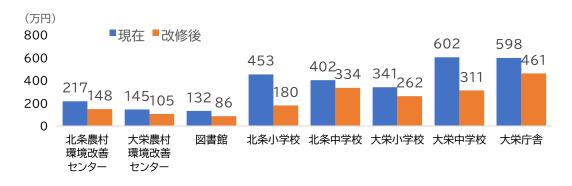
また、省エネ化を進めることで、光熱費の削減が期待できるため、イニシャルコストだけでなくランニングコストも加味したトータルコストによる投資回収についても検討します。

■表5 重点的に省エネ化に取り組む8施設

施設名	竣工年	延床面積	温室効果ガス排出量
他政石	版工中 	(m^2)	(t-CO ₂ /年) (※)
1. 北条中学校	1994	7, 131	103
2. 北条小学校	2009	6, 672	164
3. 大栄中学校	1964	7, 474	147
4. 大栄小学校	1973	6, 978	82
5. 図書館	1993	1, 476	48
6. 北条農村環境改善センター	1991	866	27
7. 大栄農村環境改善センター	1981	1, 314	34
8. 大栄庁舎	1981	3, 937	169

[※]温室効果ガス排出量は第2期計画期間の5年平均の数値です。

■図6 省エネ改修による年間エネルギーコスト削減効果



3. 設備や機器及び公用車の省エネルギー化に関する取組

- ・LED 照明等のエネルギー消費効率の優れた機器やコージェネレーションシステム (熱電併給) によるエネルギー効率の高い設備等の導入に努めます。
- ・照明機器の改修・更新の際には、LED 化の取り組みに加えて、設置箇所や数量の妥当性を検証するとともに、使用用途に合わせた人感センサーや調光機能付機器の採用を

検討します。

・車両の更新時には、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV) など、環境に配慮した車両の導入に努めます。

4. 再生可能エネルギーの導入に関する取組み

- ・太陽光をはじめとする再生可能エネルギー技術の情報収集に努め、各町有施設に適合 する再生可能エネルギー設備の導入を進めます。
- ・各町有施設がエネルギー自立することを目指します。
- ・未利用エネルギーの活用等新しい技術の動向に注視し、採用可能性について検討します。

5. 環境配慮型電力の調達等の推進に関する取り組み

- ・電力調達先の選定に関しては、料金だけでなく電気事業者別排出係数の視点を取り入れ、環境配慮型電力の調達に積極的に取り組みます。
- ・再生可能エネルギー由来の電源調達を推進する(株)鳥取みらい電力と連携します。